

寒河江市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、法第4条に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の推進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 給付の対象者は、原則として在宅の障害者等であって、別表の対象者の欄に掲げる要件を満たすものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は給付の対象者から除く。

(用具の種目等)

第3条 給付の対象となる用具の種目、品目、基準単価及び性能等は、別表のとおりとする。ただし、既に給付を受けている用具と同一の用具については、前回の給付日から起算して、別表の耐用年数の欄に定める期間を経過していない場合は、原則として給付の対象外とする。

(申請)

第4条 用具の給付を希望する障害者等又はその扶養義務者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に給付を希望する用具の見積書等を添えて、市長に提出するものとする。ただし、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付希望者については、住宅改修給付申請書（様式第2号）を提出することとし、申請書の提出時に必ず工事図面と改修工事見積書を添付するものとする。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、給付の可否を決定し、日常生活用具給付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（以下「給付」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

2 点字図書の給付については、別紙1「点字図書給付事業実施要領」に定めるところによるものとする。

3 住宅改修費の給付については、別紙2「住宅改修費給付事業実施要領」に定めるところによるものとする。

(費用の負担)

第7条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例による。

(業者への支払い)

第8条 市長は、業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の種目の欄に掲げる当該用具の区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める額の範囲内とする。

(排泄管理支援用具及び人工鼻の特例)

第9条 市長は、申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具及び人工鼻については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 基準単価の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具及び人工鼻に相当する額に2を乗じて得た額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付すること。

(4) 第7条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(用具の管理)

第10条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(台帳の整備)

第11条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳」を整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

種 目	品 目	基準単価 (円)	耐用 年数	対象者	性能等	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	8	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び難病患者等で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	
	特殊マット	19,600	5	下肢又は体幹機能障害1級又は療育手帳Aの者及び難病患者等で原則として3歳以上のもの(常時介護を要するものに限る)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染、損耗を防止できる機能を有するもの	
	特殊尿器	67,000	5	下肢又は体幹機能障害1級以上の者及び難病患者等で原則として学齢以上のもの(常時介護を要するものに限る)	尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	
	入浴担架	82,400	5	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で原則として3歳以上のもの(入浴に介助を要するものに限る)	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	
	体位変換器	15,000	5	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び難病患者等で原則として学齢以上のもの(下着交換等に介助を要するものに限る)	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	
	移動用リフト	159,000	4	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者で原則として3歳以上のもの	介護者が対象者を移動させるにあたって容易に使用し得るもの(ただし天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	
	訓練いす	33,100	5	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする	
	訓練用ベッド	159,200	8	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として学齢以上のもの及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	8	下肢又は体幹機能障害の者及び難病患者等で原則として3歳以上のもの(入浴に介助を要するものに限る)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、住宅改修を伴うものを除く)	
	便器	便器 4,450 手すり 5,400	8	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び難病患者等で常時介護を要する者で原則として学齢以上のもの	容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)(児童は手すり付き)	
	頭部保護帽	スポンジ、革を主材料に制作	15,200	3	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の者、療育手帳Aの者又は精神障害者等でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒時のショックを吸収し、頭部を保護する機能をもつもの
		スポンジ、革、プラスチックを主材料に制作	36,750	3		
	T字状・棒状のつえ	3,000	3	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の者	対象者が容易に使用し得るもの	
	移動・移乗支援用具	60,000	8	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の者及び難病患者等で下肢が不自由な者で原則として3歳以上もの(家庭内の移動等に介助を要するものに限る)	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること(ただし、住宅改修を伴うものを除く)ア.対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するもの イ.転倒防止、立上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	

自立生活支援用具	特殊便器	151,200	8	上肢機能障害2級以上の者又は療育手帳Aの者及び難病患者等で上肢機能に障害がある者のうち訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもので原則として学齢以上のもの	足踏ペダルで温風温水を出し得るもの(ただし、住宅改修を伴うものを除く)
	火災警報機	15,500	8	障害等級2級以上の者又は療育手帳Aの者(火災発生の感知及び避難が困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの(1世帯につき2台を限度とする)
	自動消火器	28,700	8	障害等級2級以上の者又は療育手帳Aの者及び難病患者等(火災発生の感知及び避難が困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消化し得るもの
	電磁調理器	41,000	6	視覚障害2級以上の者又は療育手帳Aの者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	対象者が容易に使用し得るもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10	視覚障害2級以上の者で原則として学齢以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る)	音、声音等を視覚触覚等により知覚できるもの
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	5	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で原則として3歳以上のもの	透析液を加温し一定温度に保つもの
	ネブライザー(吸入器)	36,000	5	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し必要と認められる者で原則として学齢以上のもの及び難病患者等で呼吸機能に障害があり必要と認められるもの	対象者が容易に使用し得るもの
	電気式たん吸引器	56,400	5	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し必要と認められる者で原則として学齢以上のもの及び難病患者等で呼吸機能に障害があり必要と認められるもの	対象者が容易に使用し得るもの
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10	医療保険における在宅酸素療法を行う者	対象者が容易に使用し得るもの
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	50,000	5	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を使用している者	対象者が容易に使用し得るもの
		157,500	5	人工呼吸器を装着する難病患者等で必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングできる機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの
	盲人用体温計(音声式)	9,000	5	視覚障害2級以上の者で原則として学齢以上のもの(視覚障害者のみの世帯及びはこれに準ずる世帯に限る)	対象者が容易に使用し得るもの
	盲人用体重計	18,000	5	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る)	対象者が容易に使用し得るもの
	盲人用血圧計	15,000	5	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る)	対象者が容易に使用し得るもの

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		98,800	5	音声若しくは言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声・言語に著しい障害を有する者で原則として学齢以上のもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し対象者が容易に使用できるもの
	情報・通信支援用具		100,000	5	上肢又は視覚障害2級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等
	点字ディスプレイ		383,500	6	視覚及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の者であって必要と認められるもの)	文字等のコンピューターの画面を点字等で示すことができるもの
	点字器		10,400	7	視覚障害を有し必要と認められる者	対象者が容易に使用し得るもの
	点字タイプライター		63,100	5	視覚障害2級以上の者(本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る)	対象者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	85,000	6	視覚障害2級以上の者で原則として学齢以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの
		再生専用機	35,000	6		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800	6	視覚障害2級以上の者で原則として学齢以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した記号を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用物品識別装置		58,000	6	視覚障害2級以上の者で原則として学齢以上のもの	あらかじめ情報登録したシールを読み取り、対応する録音済みの音声を再生する機能を有するもので対象者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用色彩識別装置		123,000	6	視覚障害2級以上の者で原則として学齢以上のもの	物体の色彩を音声に変換して案内する機能を有するもので対象者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用拡大読書器		198,000	8	視覚障害があつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの
	盲人用時計	触読式	10,300	10	視覚障害2級以上の者で原則として学齢以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの
		音声式	13,300	10	視覚障害2級以上の者で原則として学齢以上のもの(手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)	対象者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用通信装置		71,000	5	聴覚又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則として学齢以上のもの	一般の電話に接続することができ音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり対象者が容易に使用できるもの

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置		88,900	6	聴覚障害があつて、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの
	人工喉頭	笛式	5,000	4	音声言語機能障害があつて喉頭摘出等により音声機能を消失した者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの
		電動式	70,100	5		顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
	人工鼻		1か月あたり 23,760	—		人工鼻及び使用に必要な消耗品(フィルター(カセット)、接続器具、接着剤及び剥離剤等を含む)
	点字図書		点字図書価格	—	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者で原則として学齢以上のもの	点字により作成された図書(月刊や週刊で発行される雑誌を除く)年間6タイトル又は24巻を限度とする
排泄管理支援用具	ストーマ装具	蓄便袋	1か月あたり 8,858	—	ぼうこう又は直腸機能障害のストーマ増設障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製
		蓄尿袋	1か月あたり 11,639			低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製
	紙おむつ等(紙おむつ、サラン、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具)		1か月あたり 12,000	—	3歳以上の者で次のいずれかに該当するもの ア、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着できないもの イ、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 ウ、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者 エ、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者	介助者が容易に使用し得るもの
	収尿器	男性用	7,700	1	高度の排尿機能障害がある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製
		女性用	8,500	1		採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000	—	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害3級以上の者及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上とする)	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの(申請は1回限りとする)

注)法第4条に規定する「障害者」のうち、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定める者による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」を「難病患者等」とする。